

## 土浦市教育委員会公用車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号。第3条第1号及び第13条第1項第2号において「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号。第3条第1号及び第13条第1項第2号において「基準要項」という。）に定めるもののほか、土浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する公用車（以下「公用車」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、車体広告とする。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする

- (1) 要綱及び基準要項の規定を満たさないもの
- (2) 教科用図書に関するもの
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に関するもの
- (4) 当該広告事業の内容を、教育委員会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと教育長が判断するもの

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載の対象となる公用車の種類、広告の規格、掲載位置及び広告掲載料は、別表に掲げるものとする。

(広告掲載の方法等)

第5条 公用車の車体への広告の掲載方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等の貼付によるものとし、車体への塗装は行わないこととする。

2 前項の粘着フィルム等は、広告掲示期間中における車体からの剥離又は広告撤去時における車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

3 車体への広告物の掲出及び撤去は、第8条第2項の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が行うものとし、その作業を行うときは、担当課の立ち合いのもと、その指示に従って施工するものとする。

（広告の掲載期間）

第6条 広告掲載の期間は、1か月を単位とし、最短3か月、最長で掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 前項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業に係る期間を含むものとする。

（広告の掲載の募集）

第7条 広告の掲載の募集は、公募によるものとする。ただし、掲載希望者が募集枠に満たないときは、企業等に対し広告掲載の案内をすることができるものとする。

2 前項の公募は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに、市広報紙及びホームページ等へ掲載する等の方法により行うものとする。

（広告の掲載の決定）

第8条 広告の掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、土浦市教育委員会公用車広告掲載申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、掲載を希望する月の前月の10日までに教育長に申し込まなければならない。

（1）会社概要または事業内容がわかるもの

（2）市区町村民税の滞納がないことを証する書類

（3）広告案

（4）前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、土浦市教育委員会公用車広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により当該申込みを行った者に通知するものとする。

3 教育長は、必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

4 教育長は、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定する。ただし、同順位に複数の申込者がいるときは、広告の希望掲載期間が長いものを優先するものとし、希望掲載期間が同一のときは抽選とする。

(1) 公社、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条第1項の規定に基づく法人をいう。）、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）及びそれに類するもの

(2) 法人で市内に本社を有するもの

(3) 法人又は自営業者で市内に事業所等を有するもの

(4) 前3号に掲げるもの以外の法人又は自営業者等

5 教育長は、第2項の規定により広告の掲載を許可する場合において、必要な条件を付すことができる。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、教育長が指定する期日までに、広告の掲載の決定を受けた期間の広告掲載料の全額を納入しなければならない。

（広告の修復）

第10条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に教育委員会の責において広告物が毀損し、又は破損したときは、教育委員会が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する広告物の色あせなどの劣化は、教育委員会が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

（広告の変更）

第11条 広告主は、広告掲出期間が複数月の場合は、当該広告の内容を、原則として、1か月単位で変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により、広告の内容を変更しようとするときは、その変更しようとする月の前月の15日までに土浦市教育委員会公用車広告掲載内容変更承認申請書（様式第3号）に変更後の広告案を添えて教育長に申請しなければならない。

3 教育長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、土浦市教育委員会公用車広告掲載内容変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第12条 広告主は、自己の都合により、公用車の広告掲載を取り下げるこ

とができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は、取り下げようとする日の2週間前までに、土浦市教育委員会公用車広告掲載取下げ申出書（様式第5号）により教育長に申し出なければならない。

（広告の掲載の取消し）

第13条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告内容が要綱第3条各号又は基準要項第4条及び第5条に該当すると認められるとき。
- (2) 教育長が指定する日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
- (3) 広告掲載決定の際に付した条件を満たさなかったとき。
- (4) 前条第2項による申出がなされたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公用車への広告の掲載が適当でないと教育長が認めたとき。

- 2 教育長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、土浦市教育委員会公用車広告掲載取消決定通知書（様式第6号）により、広告主に通知するものとする。

（費用負担等）

第14条 車両広告の作成、掲載及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする

- 2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。
- 3 教育長は、広告主が前2項の義務を履行しない場合は、自ら当該広告を撤去し、又は原状回復し、広告主からその費用を徴収することができる。

（広告掲載料の返還）

第15条 納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納入された広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 教育委員会の責により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、教育長が正当な事由があると認めたとき。

- 2 第1項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の掲載内容に関し一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

公用車の種類	広告の規格	掲載位置	広告掲載料 (月額、税抜)
土浦市教育員会バス	1 枠を縦 4 0 c m × 横 1 8 0 c m 以内とする	車両後面又は 車両側面	6 , 0 0 0 円

備考

- 1 1 の広告主が掲載できる広告の掲載枠は、車両 1 台当たり 1 枠とする。
- 2 広告の枠内に「広告」と表示するとともに、その範囲を明確にし、広告であることが一目で分かるようにすること。